

平成29年(メ)第116号(本案事件:平成27年(ワ)第15664号(本訴),平成28年(ワ)第5100号(反訴))

決 定

東京都大田区西蒲田7丁目35番1号宝栄ビル

申立人(本案本訴事件原告兼同反訴事件被告)

株式会社J P パワー
(以下「原告」という。)

同代表者代表取締役

吉 田 雅 年

同訴訟代理人弁護士

小 畑 英 一

同

森 直 樹

同

上 野 尚 文

千葉県いすみ市日在1848

相手方(本案本訴事件被告兼同反訴事件原告)

ABCソーラージャパン株式会社
(以下「被告」という。)

同代表者代表取締役

ブラッドリー・バーツ

同訴訟代理人弁護士

赤羽根 大 輝

上記当事者間の頭書事件について、当裁判所は、職権で、次のとおり調停に代わる決定をする。

主 文

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、4000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員のうち3000万円を、次のとおり分割して、原告に持参又は送金して支払う。
 - (1) 本決定確定の日の属する月の翌月末日限り、100万円
 - (2) 本決定確定の日の属する月の翌々月から3年間、毎月末日限り、20万円
 - (3) (2)の最終支払日の翌月末日限り、2180万円
- 3 被告が、前項の分割金の支払を一回でも怠ったときは、被告は当然に同項の

- 期限の利益を失い、第1項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
- 4 被告が、第2項に定める期限の利益を失うことなく、第2項の金員を全て支払ったときは、原告は、被告に対し、第1項のその余の支払義務を免除する。
 - 5 原告及び被告は、その余の請求を放棄する。
 - 6 原告と被告は、原告と被告との間に、本決定主文に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - 7 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

本件申立ての趣旨及び紛争の要点は、本案事件訴状、本案事件訴えの変更申立書（平成27年6月19日付）、本案事件訴えの変更申立書（平成28年3月18日付）、本案事件反訴状、及び本案事件訴えの変更申立書（平成28年4月19日付）各記載のとおりである。

第2 事案の概要

本件の本案事件は、山梨県内に太陽光発電施設を開設して、発電事業（以下「本件事業」という。）を行うため、被告との間でソーラーパネル及び架台の売買契約（以下、それぞれ順次「本件パネル契約」、「本件架台契約」といい、両者を「本件各契約」と総称するとともに、本件各契約における売買目的物をそれぞれ順次「本件パネル」、「本件架台」という。）を締結し、その代金の全部ないし一部を前払した原告が、主位的に、被告が引渡場所において目的物を引き渡さなかったため、本件パネル契約の一部を合意解約し、同契約の残りを解除し、本件架台契約を合意解約したが、被告は、既払代金の一部を返還しないと主張して、原状回復請求として当該既払代金の返還を求めた事案である。なお、本件事業は、その後頓挫し、被告は、本件パネルを保管した上、他に転売している（以下「本件転売」という。）ところ、原告は、予備的に、原告に無断で行われた本件転売が所有権侵害の不法行為に当たると主張して、損害賠

償請求として未払分の転売代金相当分の損害賠償を求め、さらに予備的に、仮に本件転売について問屋契約が成立しているとするれば代金引渡請求として未払分の転売代金の支払を求めており、被告は、原告主張の引渡場所を争うとともに、次の各相殺の抗弁を提出し、その相殺差額について反訴を提起している。

- 1 本件架台契約の合意解約の際、原告が被告に対しキャンセル料を3割支払う旨の合意がなされたとして、そのキャンセル料との相殺（抗弁1）
- 2 本件転売について、原告との間の問屋契約又は商法512条に基づいて報酬請求権が発生するとして、その転売報酬請求権との相殺（抗弁2）
- 3 原告が、本件パネルの保管ないし転売に関して原告が被告に対し明確かつ適切な指示を与えるべき義務に違反したか、開発予定地における許認可の取得見込みに関する調査義務を怠ったか、本件パネルの受領義務に違反したとして、その損害賠償請求権との相殺（抗弁3）
- 4 本件パネル転売に関する問屋営業を行うにあたり本件パネルを保管・運搬する必要があったとしてその費用償還請求権との相殺、又は事務管理に基づく有益費償還請求権との相殺（抗弁4）

第3 本件の解決について

1 争点整理の状況

本件パネルの引渡場所については当事者間に争いがあるが、本件事業が頓挫し、本件転売が行われている以上、本件各契約が解消されていることは明らかであるから、被告が既払代金を保有すべき法律上の理由はなく、本案事件の主要な事実、上記各相殺の抗弁となると思われる。

しかし、上記各相殺の抗弁は、いずれも被告主張の自働債権を裏付ける客観的な証拠がない。取り分け、抗弁2に係る本件転売は、本件事業の頓挫を受けて本件パネルを保管していた被告が、事態の收拾のため、原告の最終的な承諾を得ずに開始したものであることがうかがわれ（甲9の1・2、乙13、30）、当然に原告の事務として行われたと評価し得るものとは思われないし、

抗弁3に係る被告主張の各種の義務も、具体的な発生原因の主張なくして直ちに認められるものとは思われない。そして、これらの点に関する客観的な証拠がない以上、被告側の立証方法としては、本件に被告側で唯一関与していた西田徹郎（以下「西田」という。）の人証が考えられる程度であるが、西田は、被告から人証申出がされたものの、行方不明であるとして、その申出が撤回された状況にあり、少なくとも抗弁2及び3について、これ以上の立証は、容易でないとされる。

ところで、抗弁1について、西田は、本件架台のキャンセル料は、代金の1割と聞いていると述べている（甲6）。また、抗弁4について、被告は、本件パネルの保管費用等として2000万円強を負担したと認められるところ、この負担は、本件事業が頓挫しなければ生じなかった可能性が高いものと認められ（なお、原告が当初の建設予定地ではない場所への搬入を依頼したのは、早くとも平成26年2月に入ってからであったことがうかがわれる（甲9の1、乙30）。）、原告側の人証にもよるものの、現状の証拠関係の下で合理的にみた場合に、原告負担となる可能性があるといえる。

2 和解の経過

以上のような本案事件の争点整理を踏まえると、被告が原告に対して返還すべき金額は、前払代金のうち返還未了の約6800万円から、本件架台契約のキャンセル料として同契約の代金の1割に相当する300万円弱及び保管費用等2000万円強を考慮しても、4000万円を下回ることになるとは考え難い。そこで、当裁判所は、和解による紛争の早期解決のため、被告が原告に対して4000万円の解決金支払義務を負うことを確認し、3000万円を支払った場合には、その余の支払義務を免除するという方向での和解を試みたところ、その確認金額及び支払金額については、当事者間に合意が成立した。

もっとも、被告の現在の資産は、銀行預金約250万円、敷金返還請求権14万円のほか、本店として使用予定の所有物件のみであるため（被告訴訟代理

人作成の平成29年2月2日付け報告書参照)、上記支払金額の支払方法についての合意の成立には至らなかったものではあるが、以上に説示したところによれば、これ以上の審理を続け、判決による強制執行によるよりは、上記合意に至った支払金額を被告において分割払することとして、本件を解決することの方が、当事者双方にとって有効で適切な紛争解決を図ることができるものと認められる。

3 結論

当裁判所は、以上の経緯で、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、主文のとおり決定を行うことが適切であると判断したので、主文のとおり決定する。

平成29年6月30日

東京地方裁判所民事第15部

裁判長裁判官

東

亜由美

裁判官

佐

藤

隆

幸

裁判官

田

中

香

里

これは正本である。

平成29年6月30日

東京地方裁判所民事第15部

裁判所書記官 高橋

望



(注意事項)

当事者は、この決定に不服がある場合は、この決定の告知を受けた日から2週間以内に、当裁判所に対し異議の申立てをすることができる。適法な異議の申立てがあった場合はこの決定は効力を失う。当事者双方から異議の申立てがなく、上記期間を経過したときは、この決定は裁判上の和解（確定判決）と同一の効力を有することになる。